

福岡県相談支援従事者等専門コース別研修事業指定要領

第1 目的

この要領は、「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年4月21日障発第0421001号）の「相談支援従事者研修事業実施要綱」9、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発第0830004号）の「サービス管理責任者研修事業実施要綱」9及び「福岡県相談支援従事者等専門コース別研修実施要綱」（以下、「県実施要綱」という。）に基づき、福岡県内で実施する「相談支援従事者等専門コース別研修事業」（以下「研修事業」という。）の指定に関し、必要な事項を定め、福岡県内における研修事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

第2 事業実施者の指定に関する要件

- (1) 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる要件に適合し、かつ、次に掲げる者でないこと。
 - 一 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）から、その事業活動を支配されている者
 - 二 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - 三 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、同条例第23条第1項の規定により、同条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しないもの
 - 四 福岡県暴力団排除条例第25条第3項の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの
 - 五 法人でその役員等のうちに、第2号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (4) 前各号を満たし、かつ、第5に定める指定申請書等の内容を総合的に審査した結果を基に、指定事業者候補者として選定するものであること。

第3 事業の内容に関する要件

- (1) 研修事業が本要領に定める内容に従い、継続的に年1回以上実施されること。
- (2) 研修カリキュラムが、県実施要綱の別表に定めるカリキュラムの内容にしたがったものであること。

なお、別表のカリキュラムに変更が生じた場合は、各年度の本事業開始前に通知する。
- (3) 講義を担当する講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。
- (4) 国が実施する指導者養成研修を受講する者の旅費を負担し、当該受講者を中心に研修内容の企画立案を行うこと。

第4 研修受講者に関する要件

(1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

- ① 開講目的
- ② 研修事業の名称
- ③ 実施場所
- ④ 研修期間
- ⑤ 研修カリキュラム
- ⑥ 講師氏名
- ⑦ 研修修了の認定方法
- ⑧ 開講時期
- ⑨ 受講資格
- ⑩ 受講手続（募集要領等）
- ⑪ 受講料等

(2) 各コースの受講対象者は以下のとおりとする。

No.	コース名	受講対象者
1	障がい児支援	相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者
2	権利擁護・成年後見制度	相談支援専門員
3	地域移行・定着、触法	相談支援専門員
4	セルフマネジメント	相談支援専門員
5	スーパービジョン・管理・面接技術	相談支援専門員
6	意思決定支援	相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者
7	就労支援	相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者
8	介護支援専門員との連携	相談支援専門員

(3) 前号のNo.1、6及び7の研修実施については、開催日程、開催場所、定員等の規模等に適切に配慮することを前提に、同一の日程等で研修することは差し支えないこと。

(4) 受講者申込方法及び受講者決定方法については、県と協議すること。

(5) 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

(6) 研修修了者に対しては、県実施要綱の別紙2により修了証書を交付すること。

第5 指定の申請等

(1) 本事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる必要事項を記載した指定申請書（様式第1号）を、募集を開始する日の1月前までに県に提出すること。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）

- ② 研修事業の名称及び実施場所
- ③ 事業開始予定年月日
- ④ 学則等
- ⑤ 研修カリキュラム
- ⑥ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
- ⑦ 研修修了の認定方法
- ⑧ 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
- ⑨ 申請者の資産状況（申請者の財産目録、貸借対照表等）

(2) 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄附行為その他の規約を添付すること。

(3) 本事業の指定を受けた者（以下「指定研修事業者」という。）は、申請の内容に変更を加える場合には、県に対し、あらかじめ指定変更届（様式第2号）により、変更の内容、変更時期及び理由を届け出るものとし、(1)の⑤から⑦の事項に変更を加える場合にあっては、変更について県の承認を受けなければならない。

第6 事業実施計画の提出

指定研修事業者は、あらかじめ県と協議のうえ、相談支援従事者等専門コース別研修事業実施計画書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して毎年度、県に提出しなければならない。

- ① 学則等（募集要領）
- ② 研修カリキュラム
- ③ 研修日程表
- ④ 事業にかかる収支予算の細目
- ⑤ 定款、寄附行為その他の約款等（申請者が法人で指定後に変更があった場合のみ）

第7 事業実績報告書の提出

指定研修事業者は、事業の終了後2月以内に相談支援従事者等専門コース別研修事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して県に提出しなければならない。

- ① 相談支援従事者等専門コース別研修修了者名簿（様式第5号）
- ② 事業実施年度の収支決算の細目

第8 指定の廃止

指定研修事業者は、事業を廃止しようとする場合には、県に対し、あらかじめ事業廃止届（様式第6号）により、廃止の時期及び理由を届け出て、指定の取消しを受けなければならない。

第9 調査及び指導

(1) 県は、研修事業の実施等に関して必要があると認められるときは、指定研修事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行い、必要に応じて指定事業者に対し報告を求めることができる。

また、これにより適正を欠くと認めるときは、指定研修事業者に対して改善指導を行うことができる。

(2) 県は、前項に基づく改善指導に指定研修事業者が従わない場合は、改善が認められるまで、研修事業の中

止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって当該事業者に通ずるものとする。

第10 指定の取消し

- (1) 県は、指定研修事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。
- ① 第2の(1)及び(2)に掲げる要件に適合しなくなったとき。
 - ② 指定申請又は実績報告等において虚偽の申請又は報告を行ったとき。
 - ③ 事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
 - ④ 第9の(1)に定める改善指導に従わないとき。
 - ⑤ その他、事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。
- (2) 県は、前項に定める指定の取消しを行う場合においては、あらかじめ書面をもって事業者に通ずるものとする。

第11 聴聞の機会

県は、第9の(2)に定める研修事業の中止を命ずる場合及び第10に定める指定の取消しを行う場合においては、当該事業者に対して聴聞を行うものとする。

第12 その他

- (1) 指定研修事業者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。
- (2) 指定研修事業者は、研修受講者が演習等において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。
- (3) 指定研修事業者は、受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類、事業に係る収入、支出の書類及び関係書類を整理し、研修事業の終了の翌年度から起算して、5年間は保管しなければならない。
- (4) 県は、研修事業者の指定状況を記録するため、相談支援従事者等専門コース別研修事業者指定台帳(様式第7号)を備えるものとする。

附 則

- 1 この要領は令和6年6月12日から施行する。